

# 監 査 報 告 書

平成 26 年 5 月 20 日

社会福祉法人 堀川健康会

理事長 近藤 泰正 様

監 事 石 井 教 文



監 事 安 原 徹



社会福祉法第40条及び社会福祉法人堀川健康会定款第11条に基づき、平成25年度における  
監事監査を下記のとおり実施したところ、次のとおりであったので報告します。

なお、指摘事項については、早急に改善してください。

### 記

- 1 実施日時 平成 26 年 5 月 20 日 ( 火 ) 15 時 00 分 ~
- 2 実施場所 名 称： 介護老人保健施設 じゅんぶう  
所在地： 京都市下京区西堀川通松原下る橋橋町1番地
- 3 立会人等 施設長 吉 田 巖
- 4 監査結果 次のとおり

事 項	意 見	指 摘 事 項	備 考
理事の業務執行状況	適正である	なし	
法人の財産管理状況	"	"	
法人及び施設の業務執行状況	"	"	
法人及び施設の会計状況	"	"	
その他の状況	"	"	
監 査 項 目 の 内 容	別紙のとおり		
総 括	適正である	認定・不認定	

( 記載上の注意事項 )

- 1 意見欄は「適正である」「概ね適正である」「一部改善を要する」等の意見を記入してください。
- 2 不認定の場合は、社会福祉法第40条に基づき、適切な措置をとってください。
- 3 監事監査報告書は、理事長あてと所轄庁あて、それぞれ原本を一部ずつ作成してください。